



函館市監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、函館商工会議所を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年11月18日

函館市監査委員 山 田 潤

函館市監査委員 植 松

函館市監査委員 吉 田 崇

函館市監査委員 阿 部 善



平成27年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

函館商工会議所

2 監査の対象

財政援助団体監査

平成26年度において、函館市から函館商工会議所に対して交付された函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金に係る出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成27年9月4日から平成27年11月16日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記補助金に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

財政援助団体監査の結果、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

上記補助金の補助対象経費は、函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項において「北海道小規模事業指導推進費補助金交付要綱（以下「道要綱」という。）に定める経営改善普及事業に要する経費」とされているところ、当該団体が提出した実績報告書に添付された収支決算書には「道要綱に定める補助対象経費の額」が補助対象経費として記載され、所管部局である経済部はこれを受理していたことから、要綱に則った適正な事務の執行を図られたい。

(2) 意見

補助金の額の確定および返還については、要綱第4条第1項にお

いて「補助金の額の確定は、交付決定通知書における補助対象経費に補助算定基準を乗じて得た額をもってする。ただし、実績報告書において補助対象経費の合計額が、交付決定通知書における補助対象経費の合計額に比べ10%以上減少した場合は、第2項により算出した額を返還するものとする。」としているが、「補助算定基準」によらず「市長が定める額」により交付決定を受けている団体に対する補助金の額の確定および返還については定めがないことから、規定の整備が必要であると思料する。